

任期付職員（経済産業政策局産業組織課）の募集について

令和7年7月7日
経済産業政策局
産業組織課

経済産業省経済産業政策局産業組織課では、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（以下「早期事業再生法」という。）の施行に向けた業務等に取り組んでいます。

今般、下記の業務を担当する高度な専門性を有する職員を募集することといたしましたので、希望者は下記の要領で応募してください。

記

1. 応募資格

法曹資格を有し、弁護士事務所等において1年以上の実務の経験を有する者。

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- （1）日本の国籍を有しない者
- （2）国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （3）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2. 募集人数

1名

3. 採用期間

令和7年10月1日から9ヶ月程度を予定。

4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員として採用します。給与は、実績等を考慮の上決定します。課長補佐級の担当官として勤務していただきます。なお、勤務地は経済産業省本省（東京都千代田区霞が関）、通常の勤務時間は9:30から18:15となります（週5日、土日祝日を除く）。

5. 業務内容

- （1）早期事業再生法の制度の詳細や運用に係る企画立案・調整業務。
- （2）早期事業再生法の下位法令等の立案業務。

6. 応募方法

履歴書（写真貼付）及び A4 用紙に 1～2 枚程度に職務経歴及び応募理由をまとめたもの（様式自由）を、郵送又はメールにて提出してください。

7. 応募締切

令和 7 年 7 月 28 日（月）（郵送の場合は当日消印有効）

8. 選考方法

書類選考を通過した方にのみ個別に御連絡いたします。

書類選考を通過した方には面接選考を行います。書類選考及び面接選考の結果を総合的に考慮して、最終選考結果を通知いたします。

なお、応募があったものから書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡をすることがあります。

9. その他

応募書類に記載されている個人情報、職員の採用のために使用し、他の目的には使用いたしません。また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

10. 提出先・問い合わせ先

経済産業省経済産業政策局産業組織課

担当：平田

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話：03-3501-6521

Email：hirata-takuya@meti.go.jp